

ポストコロナ時代における宮崎県のあり方調査業務委託に係る企画提案競技実施要領

1 目的

人々の価値観や生活スタイル、企業の経済活動等のあり方が大きく変容するポストコロナ時代において、県民生活や経済活動等を継続・発展させていくためには、その変容や激化する地域間競争に対応し、本県の強みや魅力をさらに磨きあげるなど、新たな施策づくりが求められることから、外部有識者へのヒアリングなど必要な調査を実施し、本県が今後取り組むべき施策等の検討のための基礎資料とする。

2 委託業務の内容

別添仕様書のとおり

3 委託料

委託料は、11,750,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

※ 委託業務に係る全ての経費を含む。

4 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

5 参加資格

次の(1)から(8)までの全ての条件を満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 政治活動及び宗教活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (3) 国、都道府県、市町村等が発注する業務、事業において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。
- (6) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- (7) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (8) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅滞なく処理できること。

6 スケジュール

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 実施公告 | 令和2年7月29日（水） |
| (2) 事前説明会 | 実施しない |

- (3) 質問書の受付期間 令和2年8月 4日 (火) 午後5時まで
- (4) 企画提案書等の提出期限 令和2年8月17日 (月) 午後5時まで (必着)
- (5) 企画提案書の審査 令和2年8月19日 (水) ※企画提案書等の書面審査
- (6) 選定結果通知 令和2年8月下旬

7 申込方法等

下記(1)の書類を7部(原本1部、写し6部)作成し、下記(2)のとおり提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案参加申込書(様式第1号)

イ 企画提案書(任意様式)

※ 委託業務の実施方針、調査項目の設定理由、調査手法、外部有識者の選定理由、業務工程、打合せ回数など、どのように委託業務を進めていくかを具体的に記載してください。

ウ 法人に関する調書(様式第2号)

エ 業務実施体制調書(様式第3号)

オ 同種業務実績調書(様式第4号)

カ 企画提案競技の参加に関する誓約事項(様式第5号)

キ 見積書(任意様式)

※ 内訳が分かるように記載してください。

(2) 提出方法等

ア 提出方法 郵送

イ 提出先 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県総合政策部総合政策課 企画担当

ウ 提出期限 令和2年8月17日(月) 午後5時まで(必着)

8 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和2年7月29日(水)から令和2年8月4日(火)まで

(2) 質問の方法

ア 質問の方法

別添「質問書(様式第6号)」に記入の上、電子メールにて宮崎県総合政策部総合政策課の企画担当宛て送付すること。

(質問書提出先 E-mail: sogoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp)

イ 質問の受付期限 令和2年8月4日(火) 午後5時まで

(3) 質問に対する回答

令和2年8月7日(金)までに宮崎県ホームページに掲載する。

9 審査等

(1) 審査方法

県の審査員が、申込者の提出書類により、別紙の審査基準に従って審査を行う。

(2) 審査結果の通知

令和2年8月下旬に、申込者に文書で通知する。

また、契約締結者の決定後に、概要（契約締結者以外の申込者の名称を除く。）を宮崎県ホームページに掲載する。

10 契約の締結

県は、上記9の審査において選定した事業者と協議し、委託の内容について合意に達した場合は、当該事業者と委託契約を締結する。

なお、合意に達しない場合は、次点の事業者と契約締結の協議を行う。

11 その他

(1) 今回の企画提案競技への参加に要する経費については、申込者の負担とする。

(2) 提出書類は、返還しない。

(3) 提出書類の著作権は作成者に帰属し、県は、無断で使用しない。

(4) 次のいずれかに該当するときは、その申込は無効とする。

ア 申込者が上記5の参加資格を満たさない場合

イ 提出書類に虚偽の内容があった場合

ウ 申込者が、直接的又は間接的に、県の審査員又は職員に対して審査に関する不正な接触を行った場合

(5) 上記10の協議により、申込者の提案内容に変更を加えることがある。

(6) 受託者は、契約の締結時に、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を県に納付しなければならない。ただし、宮崎県財務規則第101条第2号各号に該当し、県が同項により納付を免除する場合を除く。

(7) 委託料は、精算払いにより支払う。

(8) 成果品の著作権等一切の権利は、県に帰属する。

12 問い合わせ先

宮崎県総合政策部総合政策課 企画担当 井上、松田

所在地：〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7607

FAX：0985-26-7331

E-mail：sogoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp